



使用人の労働提供によることの成果が、会社財産中に現存することになると思ふのであります。会社財産に對してその労働者からいいますならば、すべて共益債権者として権利を行使することができると考えられますが、その通り解釈してよろしいのかどうかお伺ひいたします。

○位野木政府委員 百四條二項の会社財産中に反對給付が現存するときはというものは、やはり具體的に把握し得るようなものが存在する場合を想定しているものと考えます。

○梨木委員 それではよくわからないのでありますが、たとえばある商品を生産する工場におきましては、どんな物が生産されて、具體的に商品が会社にある。これはきわめて具體的でありまゝです。それに対して、労働者が共益債権者として権利を行使することを認める趣旨であるのかどうかということでもあります。

○位野木政府委員 具體的な事例が必ずしもはつきりいたしませんので、十分なお答えができないと存じますが、大体更生手続開始前の使用人の労働の対価というものは、百九條によつて十分保護されておるといふふうに考へております。で、それ以上何らかさういふふうなものが権利として残るかという点は、これはどういふ場合のことなのか、もう少し具體的な場合を考へてみないと何とも言えない、かように考えます。

○梨木委員 私は具體的に伺ひたいと思ふのでありますが、物を製造する会社では、労働者は労働を提供いたします。その結果として物が生産されます。この物は会社の財産だろう

と思ひます。これらの物が存在するときに、これを会社から返還を請求するとか、それをほかへ売つた場合には、その代金について共益債権者としての権利を行使することを認める、こういう趣旨でこれが規定されておるのか、そういうことを聞いておるのであります。

○位野木政府委員 労働者がその労働を提供した場合の対価は、これは給料といふもので十分に保障されておると考えられます。従ひましてそういう場合に、なお物品の代金までも請求するといふ権利は、通常の場合はないといふふうに考えます。

○梨木委員 二百三條について伺ひます。この「労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聞かなければならない」ということになつておりますが、まず手続上のことを伺ひたいのであります。経営者側のいさゝか労働組合対策上労働組合を分裂して、第一組合、第二組合、第三組合などというものができて

いるのがありますが、こういうように幾つもの労働組合がある場合には、どの労働組合の意見を聞かなければならないといふことになるのか、その辺のところをお聞きしたい。

○位野木政府委員 そのうちの過半数で組織する労働組合について意見を聞かなければならないというのが、二百三條の要求するところでありまゝ。しかしながら現実には、これはその以外の労働組合の意見も聞くのが相当と考へます。

○梨木委員 過半数で組織する労働組合があるときはそれでよろしいが、たとえば三つくらいある場合があるわけ

ですが、そのいずれもが過半数で組織しておらない場合、しかしとにかく労働組合はあるわけなんです。そういう場合には、この規定で参りますと、この規定の予想しておるところは、幾つもの組合がある場合のことではなくて、「過半数で組織する労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する」云々、これは個々ばらばらの一つの集團の意見といふことになるらしいのであります。労働組合はとにかく組織されている、しかし組合が幾つもある場合にはどういふようになるのか、もう少し具體的に伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 労働組合が数箇あつて、使用人の過半数で組織する労働組合がないような場合に、この二百三條の後段の規定が働くわけでありまゝ。従ひまして、労働組合の組織いかんにかかわらず、その中で過半数を代表する者の意見を聞くということになるわけでありまゝ。それが法律上要求してゐるところでありまゝ、事実上は、さらに各労働組合の意見を聞くという措置がとられることが望ましいと思ひます。なおこの表現は労働基準法の九十四條の就業規則についての意見を聞く場合の規定と同様のものと考えております。

○梨木委員 これは意見を聞かなければならないといふことになつておりますが、意見を聞かないで会社更生計画案をつくつたら、その案の効力はどうかになるのであります。

○位野木政府委員 これは二百四十一條の第一項の第一号に掲げております要件、すなわち更生手続が法律の規定に合致していることという要件に反す

ることになりますので、計画は認可されないことになります。

○梨木委員 そこで今お示しになつた二百四十一條の第二項によりますと、「違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることができ

る」といふことになつております。必ずしも法律の規定の手続上合致しておらずとも許可する場合を予想してゐるのであります。そこで労働組合の意思を聞かない場合には、これはいさゝか絶対的な条件として認可決定をしてはいけなような重要度を法律は認めてゐるのかどうかという問題であります。

○位野木政府委員 これは個々の場合によつて異なると思ひますが、しかし二百三條の條件は、通常相當重要なことではないかと思ひます。

○梨木委員 これはこの法律をつくるときの解釈を立法者はどういふように考へておつたか、また提案者が考へておつたかということが、その施行の上において非常に重要だと思ふので、もう少し念を押して聞きたいのであります。それでは、今の御見解だと、二百三條の労働組合の意見を聞かない場合でも、裁判所は場合によつては認可の決定を与えることが違法ではないといふような御趣旨になるわけでありま

す。

○位野木政府委員 これは結局裁判所の認定にまつわけでありまゝ、二百三條の規定に違反する態様も輕重種々あると思ひます。形式的に二百三條に違反する場合でも、實際は二百三條と同様の手続がとられておるといふよう

な場合もないとは言えないと思ひます。いろいろ輕重があるもので、これは場合によつて判断すべきであると思ひます。

○梨木委員 しかし一体そういう労働組合あるいは企業の使用人といふものは、實際は企業の経営にとつては不可欠の要素であります。従つてこの意見を聞かないで更生計画を立てるといふようなことは、もしそういうものを立てた場合には認可をしてはいけなないのであるといふ強い労働者の意見を尊重する建前をとらないと、裁判所の認定にまかせるといふようなことは、實際は裁判所はそのような企業の実態をつかめるはずのものではないと思ひます。従つて法律をつくる場合におきましても、特に労働組合の更生計画に對する意見の陳述の手続といふものは、絶対的な條件にしなければならぬものではないかと思ひます。

今の御説明だと、この更生手続においては非常に労働組合の意見を重視しておらないような結論になると思ひます。でありまして、やはり一切は裁判所の裁量にまかせるといふようなことで、これではこの法律が目的とする会社の更生といふことについてはきわめて不公正だ。場合によつては、経営者側の利益のみをはかつて、労働者側の犠牲が強制せられるといふことになることも考へられるわけでありまゝ。これを絶対の條件にするといふようなお考へをお持ちであるかどうかを念のために聞いておきたいと思ひます。

○佐藤（達）政府委員 私から大きなことを一応申し上げますが、まさに梨木委員のおつしやる通りに、労働者側の協力があつて初めて完全に更生がで

な場合もないとは言えないと思ひます。いろいろ輕重があるもので、これは場合によつて判断すべきであると思ひます。

○梨木委員 私は具體的に伺ひたいと思ふのでありますが、物を製造する会社では、労働者は労働を提供いたします。その結果として物が生産されます。この物は会社の財産だろう

きるといふことも言ひ得ると思ひます。従ひまして、この法律におきましては、御指摘の二百三條という條文を入れて、その点についての十分な考慮を加えておるわけですが、二百三條に言つておられますのは、文字に現れておる通りに、裁判所がみずから直接に過半数の労働者の意見を聞かなければならぬといふことを、裁判所自身に義務づけておるわけでありまして、これによつて裁判所が結局その許可をきめるわけでありまして、更生計画案を裁判所に持ち出す前に、その準備の段階において労働者の意見をおそらく取入れて、その更生計画案ができて来るであらう。しかもその後において、さらに裁判所が直接に過半数の労働者の意見を聞けといふことを裁判所自身に命じておるのでありますから、これは非常に強い保障じゃないかと私は考へておるわけでありまして。

○梨木委員 それ以上は意見になりますから、その点はそれとしまして、政府がこの法案を出しにやつて、実際会社の更生をはかりたいと意圖されていゝる本法案の対象となるような会社を私考へてみまするに、こゝで十月三十日の日本経済新聞の記事を見ますと、最近では二百億、三百億の債務を持つてゐる企業がありまして、これらが銀行から取引停止処分を受ける寸前にあるといふような状態を報道しておりまして、こゝういふ事態の中でこの法案が実施される場合におきまして、日本の大きな、ほとんど一流会社にまでもこゝういふ会社更生法の適用をいたしまして、一時的な支払いの停止をやるようなことをやつた場合におきまして、それから受ける下請その他の国民経済に及ぼす影響は非常に大きいと思ふのであります。ところで、一体政府の方では、今この一流の大企業におきましてこのような法律の対象となるものがどれくらいあるか。その大企業における債権者——大企業ではその債権者は大體銀行だらうと思ひますが、銀行の關係、つまりこの会社更生法の適用を受けようとする銀行の融資状況がかわかりなかつておられますか。これがわからなかつたならば、本法を適用した場合の経済界に及ぼす影響をわれ／＼は測定することができないのであります。この辺の資料はどういうことになつてゐるかを伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 現在のわが国の大資本の会社について、どの程度更生手続を開始すべき原因があるかといふようなことは、調査も困難でありますので、今のところお答えできるまでの資料を持つておりません。そういうふうな一流会社と申しますか、大資本の会社、そういうものもあつてゐるという事になりまして、これは銀行と、それに一連の大資本の経営者が統制と倒れることになるといふことで、こゝういふことはほとんどよほどの事態がない限りあり得ない、あつてもこれは国家的なこととして、相当重要視しなければならぬと考へますので、こゝういふふうな憂ひはないように考へるわけでありまして、さらにこの法律は、こゝういふふうな会社がつぶれるのを防ぐといふわけでありまして、その影響たるやつぶれるよりもましであるといふことは、これは明白であります。こゝういふふうな点は、それほど懸念することもないではないかと

いふふうに考へます。及ぼす影響は非常に大きいと思ふのであります。ところで、一体政府の方では、今この一流の大企業におきましてこのような法律の対象となるものがどれくらいあるか。その大企業における債権者——大企業ではその債権者は大體銀行だらうと思ひますが、銀行の關係、つまりこの会社更生法の適用を受けようとする銀行の融資状況がかわかりなかつておられますか。これがわからなかつたならば、本法を適用した場合の経済界に及ぼす影響をわれ／＼は測定することができないのであります。この辺の資料はどういうことになつてゐるかを伺ひたいと思ひます。

○梨木委員 私が聞きたいのは、こゝういふことなのであります。この企業がつぶれることからは来る国民経済に及ぼす影響、もちろんこれはきつめて重要であります。従つてできればつづれないようにするといふことは、国民経済の上から考へなければならぬことは当然であります。しかしながら、私はこの前の委員会におきまして、政府に聞いたのであります。だからその更生法を適用いたしまして、一時支払を停止するといふのですが、そのことから来る停止される方の犠牲といふものは、非常に大きいのであります。こゝういふ大きな犠牲を払つてまで会社を更生させるということになります。ならば、国民経済の観点から見まして、今日日本でこゝういふ企業が一番重要か、どういふ企業に一番保護を与えなければならぬか、これは無差別であつてはならない、やはり一つの基準といふものがなければならぬといふことを聞いたのであります。政府の説明は無差別だといふことですが、こゝういふことになりまして、やはりこの法律といふものが、実際の運用の面におきまして非常に国民経済に悪い、健全なものを育てて行くといふのならば、こゝういふことで、まことに健全な企業の更生に役立つようなことになつて、そこから来るところの一般経済に及ぼす悪影響といふものを考へなければならぬのであります。この点は、この前伺つて、私は大體政府の考へ方はわかりましたし、それ以上は意見になりますから、私は申し上げませんが、こゝで大きな企業と申しましたが、この企業の中にも生産的な企業もあればある

いは非生産的な、国民経済の平和的發展の面から申しますならば、どうかと思はれるようなものもいろいろある。そこで私はこの法案の賛否の態度を決する上におきまして、一体どの程度の会社がこの更生法の適用を受けるような実情にあるかといふこと、それからそれに対して債権者側、特に銀行とこゝういふものはどういふ程度になつておるかといふことは、きつめてこの法案の審議の上において重要な問題になると思ひます。この点なか／＼資料を集めるといふことは困難かもしれませんが、しかし法律といふものは、やはり現実の事態を前提として法律が出来るわけでありまして、やはり現実の状況といふものはどうなつておるかといふことをお示しくださらないと、この法案の賛否の意見といふものが、われ／＼としては非常に困難になる、あるいは正確を欠くことになるのであります。おわかりになりますか。もう少し何か資料を出してもらひたいと思ひますが、大企業の中でどれくらい不渡手形を出しておつて、こゝういふ大企業の中でも、それに銀行がどれくらい金を貸しておるか、その銀行がどういふ態度をとつておるかといふようなこと、それは企業の中でも生産的な企業であるか、あるいは非生産的な企業であるかといふようなことがわかります。この法律といふものの値打を判断するのに非常に便利なんです。いかがでしょう。

○佐藤(連)政府委員 大體お心持、私推測できるものであります。今の資料の点は、先ほど位野木政府委員が答へましたように、はたして御希望通りの資料が整いますかどうかわかりません。しかし努力いたします。ただこの法案のねらいとするところについて、今のお言葉を拝聴しております。あるいは大企業の中で、しかも生産的な、たとえば鉄鋼業とか、こゝういふものだけに限つてこれを適用したらどうか、私の耳の聞き違ひかもしれませんが、こゝういふ御趣旨も含まれておるやうにうかがわれましたけれども、私どもの立案の趣旨は、これは大企業たるもの、中小企業たるもの、あるいは非生産的な企業であらうと生産的な企業であらうと、一律に考へております。ただ会社の実態は中小企業が非常に多いと思ひます。しかもこれにはまる／＼な事象が生ずること、中小企業に一番多いと思ひます。おの／＼からその結果として、中小企業の更生といふことには現実の結果としては、一番多く役立つことにならうと思ひますけれども、ねらいとしては、こゝういふ差別はしてありません。この考へ方は、非生産的な事業であらうと生産的な事業であらうと、その事業がつぶれたことによつて、先ほどお話の国民経済、国民生活にどういふ影響を及ぼされるかといふことを考へれば明瞭なところでありまして、非生産的な事業といへども、多くの勤労者がかかえておるわけでありまして、またその下請業者といふものがあるわけでありまして、こゝういふ企業がつぶれてしまふといふことは、勤労者が職場を失ひ、あるいは下請業者が仕事を失ふといふことになつて、その点における害悪といふものはやはり一応は一律に考へるのが筋じやないかといふ頭であります。従つてこの法案としては、建前は一応みな含め

ております。ただ現実の結果として、中小企業が恩恵に浴することが多いであろうというように考えておる次第であります。

○松木委員 中小企業が対象に多くなるだろうという見通しをお持ちのようでありますが、これはしかしこの法律を見ますと、またこれまでの政府側の説明によりまして、裁判所の現在の能力から行きますと、ほぼ二年くらいかかるというように、あるいはこれには百万円云々という、債権でありましたか何か制限がありますし、それから費用の予納というように、これを利用するといふようなことが可能かどうかを、私は非常に疑問に思っております。何か政府の方で考えが、ありますならば承つておきたいと思ひます。

○佐藤(逓)政府委員 二年というのは、この間裁判所側からの発言で、これは間違ひのないところを二年と申したと私は承つております。私の方の他の政府委員は六箇月と言ひ、私自身は三箇月と言つたくらいであります。これは物事によつて迅速に行くものがたくさんあるという事を証明するものだらうと思ひます。実際の費用の關係につきましては、やはりおのづから会社の規模の大小に依りまして、更生の仕事というものは小さい小さいがあるわけで、小さいものは小さいなり、大きいものは大きいなりというところは事理の当然ではないかと考えておる次第であります。

昭和二十六年十一月九日印刷

○松木委員 ちよつと私の方から伺います。大分むずかしい問題であります。が、憲法の第二十九條によりまして、「財産権は、これを侵してはならない。」第二項に「財産権の内容は公共福祉に適合するように、法律でこれを定める。」こういう規定になつております。それから民法の第七十五條に「物権ハ本法其ノ法律ニ定ムルモノ外之ヲ創設スルコトヲ得ス、」第七十六條に「物権ノ設定及移転ハ当事者ノ意思表示ノミニ因リテ其效力ヲ生ス。」こういうことになつておるのでございまして、この更生法案によりまして、更生担保権、更生債権といふものがあるものであります。それは百二十三條に「更生債権又は更生手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特權、質權、抵当權又は商法による留置權で担保された範圍のもの、更生担保権とする。」これも更生担保権となつております。そして百二十三條を見ますと、「關係人集會において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができ、更生債権者の議決権の總額の三分の二以上に當る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては議決権を行使することができ、更生担保権者の議決権の總額の四分の三以上に當る議決権を有する者の同意、」こういうことになつて、この議決権によつてこれを決することになつておるのであります。それから二百四十二條に「更生計画案につき關係人集會において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある

場合においても、裁判所は、計画案を変更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する條項を定めて、計画認可の決定をすることができ、」更生担保権者について、その担保権の目的たる財産を、その権利を存続させたまま新会社に移転し、他に譲渡し、又は会社に留保すること。」こういうふうな權利の処分をこの法律で規定するといふことは、この憲法の精神に反しないかどうかといふ点であります。これは会社という公共の福祉に關係するものではなからうかといふことは、憲法上からいふのであります。私権であるから、この憲法の精神及び民法の規定から行きますと、こういう權利の処置といふことが憲法に反しないかどうかといふ疑いがあるわけでありまして、この点は、どういふふうに見て行つていいのですか。

○佐藤(逓)政府委員 非常に適切な御質疑と拝承いたします。この關係において憲法上問題になつておる條文を洗えば、御指摘の通り二十九條であらうと存じます。ただお話のように二十九條の、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」この第二項と申すのであります。が、先ほど来あるいはまた提案理由においても御説明申し上げましたように、会社のつづれることを防ぐといふことが周囲の経済界といふものにだけ有益であり、かつ国家全体の國民経済から申しましても有益であるかといふことは、当然申し上げ得るところであります。逆に言へば、この会社がつぶれるといふことによる損害といふ

昭和二十六年十一月十日発行

ことを考えますれば、さらにそれは現実に了解できるところであらうと考へるわけでありまして、お示しのような例は、実は立法例といたしましては御承知のように破産の場合は当然であり、また、会社の整理等の場合においても、權利者に対する若干の犠牲といふものを法律上予定しておるわけであり、また、さうなことも今の説明に該當して憲法違反ではないといふことになつて存じます。が、この会社更生法案の場合におきましては、さらにそれが現実的な意味において十分御説明ができれば、やはり公共の福祉に適合する範圍において、ここで財産権がきめられたといふことに承知いたすわけでありまして、この民法等の關係におきましては、お話をございまして、お示しの民法の條文にも、この財産権といふものは民法のほか別に法律で定めるといふことになつております。

○松木委員 私はこの案に反対する意図ではないのです。ただしかし、法律の見解からすると、なるほどまさに倒れんとする会社を救済するといふ趣旨はきわめてつづることであるけれども、株式会社といふものは営利会社でありますから、営利会社を救済するものが公共の福祉になるかならぬかといふことは、よほど問題ではないかと思ひます。個人でも同じことでありましよう。個人の破産せんとするものを助けるといふ方法もあるとしますが、一營利会社にすぎないものである以上は、何かそこに特別な公共の福祉に合致するといふような意味がなければ、ちよつと問題ではないかと思ひます。しかしこの点をいいて私は主張せんとするものではないと思ひますが、あなたの方の意見をお聞きして参考にしたいと思つております。

○佐藤(逓)政府委員 まさに営利会社である場合において、その営利会社だけの利益のためにこれを更生させるといふことでありますれば、お話のような御心配も出て来るわけでありまして、けれども、先ほど申しましたように、この会社がつぶれるといふことによつて、どういふ悪い影響を周囲に与えるか、周囲に及ぼすその犠牲といふことを考へてみました場合においては、やはりつづさないで生かすといふことができれば、それだけ周囲の被害といふものがなくて済むといふ趣旨から私どもは会社そのものはもちろんでありまして、更生と申しますか、その点にも重点を置いて本法案を考へてゐるわけであり

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁